

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例 平成十一年十二月二十一日条例第三十四号 (市町が処理する事務の範囲等)</p>	<p>○広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例 平成十一年十二月二十一日条例第三十四号 (市町が処理する事務の範囲等)</p>												
<p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。</p>	<p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 485 741 528">事務</th> <th data-bbox="741 485 1066 528">市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 533 741 1161"> <p>十六の二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この号において「法」という。）、「宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下この号において「政令」という。）、「宅地造成等規制法施行規則（以下この号において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第三条第三項の規定による公示</p> <p>(3) から(29)まで (略)</p> </td> <td data-bbox="741 533 1066 1161"> <p>竹原市、三原市、尾道市、三次市、東広島市及び廿日市市（竹原市については、造成等の面積が一万平方メートル未満のものに限る。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1166 741 1342"> <p>十七の三 大気汚染防止法（昭和三十四年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) から(32) (略)</p> </td> <td data-bbox="741 1166 1066 1342"> <p>呉市、三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町	<p>十六の二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この号において「法」という。）、「宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下この号において「政令」という。）、「宅地造成等規制法施行規則（以下この号において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第三条第三項の規定による公示</p> <p>(3) から(29)まで (略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、三次市、東広島市及び廿日市市（竹原市については、造成等の面積が一万平方メートル未満のものに限る。）</p>	<p>十七の三 大気汚染防止法（昭和三十四年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) から(32) (略)</p>	<p>呉市、三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 485 1736 528">事務</th> <th data-bbox="1736 485 2060 528">市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 533 1736 1161"> <p>十六の二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この号において「法」という。）、「宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下この号において「政令」という。）、「宅地造成等規制法施行規則（以下この号において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第三条第三項の規定による公示及び報告</p> <p>(3) から(29)まで (略)</p> </td> <td data-bbox="1736 533 2060 1161"> <p>竹原市、三原市、尾道市、三次市、東広島市及び廿日市市（竹原市については、造成等の面積が一万平方メートル未満のものに限る。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1166 1736 1342"> <p>十七の三 大気汚染防止法（昭和三十四年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) から(32) (略)</p> </td> <td data-bbox="1736 1166 2060 1342"> <p>呉市、三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町	<p>十六の二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この号において「法」という。）、「宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下この号において「政令」という。）、「宅地造成等規制法施行規則（以下この号において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第三条第三項の規定による公示及び報告</p> <p>(3) から(29)まで (略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、三次市、東広島市及び廿日市市（竹原市については、造成等の面積が一万平方メートル未満のものに限る。）</p>	<p>十七の三 大気汚染防止法（昭和三十四年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) から(32) (略)</p>	<p>呉市、三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町</p>
事務	市町												
<p>十六の二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この号において「法」という。）、「宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下この号において「政令」という。）、「宅地造成等規制法施行規則（以下この号において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第三条第三項の規定による公示</p> <p>(3) から(29)まで (略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、三次市、東広島市及び廿日市市（竹原市については、造成等の面積が一万平方メートル未満のものに限る。）</p>												
<p>十七の三 大気汚染防止法（昭和三十四年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) から(32) (略)</p>	<p>呉市、三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町</p>												
事務	市町												
<p>十六の二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この号において「法」という。）、「宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下この号において「政令」という。）、「宅地造成等規制法施行規則（以下この号において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第三条第三項の規定による公示及び報告</p> <p>(3) から(29)まで (略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、三次市、東広島市及び廿日市市（竹原市については、造成等の面積が一万平方メートル未満のものに限る。）</p>												
<p>十七の三 大気汚染防止法（昭和三十四年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) から(32) (略)</p>	<p>呉市、三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町</p>												

改正後		改正前	
<p>(33) 法第二十七条第二項の規定による電気事業法等の規定による申請又は届出のあったことの通知の受付</p> <p>(34) 法第二十七条第三項の規定による電気事業法等の規定による措置の要請</p> <p>(35) 法第二十七条第四項の規定による電気事業法等の規定による措置の内容の通知の受付</p> <p>(36) 法第二十七条第五項の規定によるばい煙発生施設の改善命令等をしようとするときの協議</p> <p>(37) (略)</p>		<p>(33) 法第二十七条第三項の規定による電気事業法等の規定による申請又は届出のあったことの通知の受付</p> <p>(34) 法第二十七条第四項の規定による電気事業法等の規定による措置の要請</p> <p>(35) 法第二十七条第五項の規定による電気事業法等の規定による措置の内容の通知の受付</p> <p>(36) 法第二十七条第六項の規定によるばい煙発生施設の改善命令等をしようとするときの協議</p> <p>(37) (略)</p>	
<p>二十 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号。以下この号において「法」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 法第七条第四項の規定による通知</p> <p>(4) 法第十一条第一項の規定による報告の徴取、立入検査及び質問</p> <p>(5) 法第十二条の規定による特定建築物の</p>	<p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（広島市、呉市及び福山市については、(1)から(5)まで、(9)及び(10)に掲げる事務を除く。）</p>	<p>二十 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号。以下この号において「法」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 法第五条第四項の規定による通知</p> <p>(4) 法第七条第四項の規定による申出</p> <p>(5) 法第十一条第一項の規定による報告の徴取、立入検査及び質問</p> <p>(6) 法第十二条の規定による特定建築物の</p>	<p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（広島市、呉市及び福山市については、(1)から(6)まで、(10)及び(11)に掲げる事務を除く。）</p>

改正後		改正前	
<p>改善命令等</p> <p>(6) 法第十二条の二第二項の規定による登録</p> <p>(7) 法第十二条の四の規定による登録の取消し</p> <p>(8) 法第十二条の五第一項の規定による報告の徴取、立入検査又は質問</p> <p>(9) 法第十三条第二項の規定による説明又は資料提出の要求</p> <p>(10) 法第十三条第三項ただし書の規定による通知及び勧告</p> <p>(11) 省令第三十二条の規定による登録証明書の交付</p> <p>(12) 省令第三十三条第一項の規定による変更又は廃止の届出の受付</p>		<p>改善命令等</p> <p>(7) 法第十二条の二第二項の規定による登録</p> <p>(8) 法第十二条の四の規定による登録の取消し</p> <p>(9) 法第十二条の五第一項の規定による報告の徴取、立入検査又は質問</p> <p>(10) 法第十三条第二項の規定による説明又は資料提出の要求</p> <p>(11) 法第十三条第三項ただし書の規定による通知及び勧告</p> <p>(12) 省令第三十二条の規定による登録証明書の交付</p> <p>(13) 省令第三十三条第一項の規定による変更又は廃止の届出の受付</p>	
<p>二十の三 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) (略)</p> <p>(29) 法第二十三条第二項の規定による鉱山保安法又は電気事業法の規定による申請又は届出のあったことの通知の受付</p> <p>(30) 法第二十三条第三項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の要請</p> <p>(31) 法第二十三条第四項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の内容の通知</p>	<p>三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町（三次市については、(5)、(6)、(10)、(15)、(18)、(19)及び(28)に掲げる事務を除く。）</p>	<p>二十の三 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) (略)</p> <p>(29) 法第二十三条第三項の規定による鉱山保安法又は電気事業法の規定による申請又は届出のあったことの通知の受付</p> <p>(30) 法第二十三条第四項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の要請</p> <p>(31) 法第二十三条第五項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の内容の通知</p>	<p>三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町（三次市については、(5)、(6)、(10)、(15)、(18)、(19)及び(28)に掲げる事務を除く。）</p>

改正後		改正前	
<p>の受付</p> <p>(32) 法 第二十三条第五項 の規定による改善 命令等をしようとするときの協議</p> <p>(33) (略)</p>		<p>の受付</p> <p>(32) 法 第二十三条第六項 の規定による改善 命令等をしようとするときの協議</p> <p>(33) (略)</p>	
<p>三十五 本表中の権限のうち、次に掲げるもの に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号) 第十三条第一項の規定による聴聞及び弁明の 機会の付与</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、 第三号(14)、(20)、(21)、(24)及び(28)、第 三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第 四号の二(6)及び(7)、第四号の三(5)から (7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7) 及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第 六号(3)、第七号(7)、(8)、(10)、(35)、 (38)、(40)及び(41)、第八号の三(80)、第八 号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八 号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の 二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、 (36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第 九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び (9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及 び(14)、第九号の五の二(1)及び(10)から (13)まで、第九号の六(10)から(13)まで、第 九号の六の二(12)、(14)、(16)及び(21)から (23)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、 (15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勸告</p>	<p>市町(当該市町が行う処分 に係るものに限る。)</p>	<p>三十五 本表中の権限のうち、次に掲げるもの に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号) 第十三条第一項の規定による聴聞及び弁明の 機会の付与</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、 第三号(14)、(20)、(21)、(24)及び(28)、第 三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第 四号の二(6)及び(7)、第四号の三(5)から (7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7) 及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第 六号(3)、第七号(7)、(8)、(10)、(35)、 (38)、(40)及び(41)、第八号の三(80)、第八 号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八 号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の 二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、 (36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第 九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び (9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及 び(14)、第九号の五の二(1)及び(10)から (13)まで、第九号の六(10)から(13)まで、第 九号の六の二(12)、(14)、(16)及び(21)から (23)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、 (15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勸告</p>	<p>市町(当該市町が行う処分 に係るものに限る。)</p>

改正後	改正前
<p>を除く。) 、 (40) 、 (44) 、 (48) 及び (49) 、 第十一号の二(4) 、 第十一号の四(15) 、 第十一号の五(8) 、 第十二号(4) 、 第十二号の二(38) 、 (39) 、 (45) 、 (46) 、 (50) 、 (51) 、 (54) 、 (57) 及び(58) 、 第十四号(6) 、 第十四号の二(9) 、 第十四号の二の二(1) 及び(7) 、 第十四号の三(9) 、 第十四号の四(5) 、 第十五号(4) 、 第十五号の二(6) 、 (7) 及び(9) 、 第十六号(11) から(16) まで、 第十六号の二(14) から(17) まで 及び(23) 、 第十六号の三(14) 、 (15) 、 (17) 及び(23) 、 第十七号の二(5) 、 (7) 、 (9) 及び(15) 、 第十七号の三(4) 、 (8) 、 (10) 、 (14) 、 (15) 、 (22) 、 (26) 、 (27) 、 (30) 及び(31) 、 第十八号(28) 、 第十九号の二(2) 、 (3) 、 (49) 、 (50) 、 (53) 、 (66) 、 (67) 、 (68) 、 (72) 、 (73) 、 (76) 、 (79) 、 (80) 、 (87) 及び(88) 、 第十九号の四(5) 、 第二十号(5) 及び(7) 、 第二十号の二(13) 、 (14) 、 (18) 、 (20) 及び(39) 、 第二十一号(11) 、 (12) 、 (18) 、 (25) 、 (28) 、 (29) 、 (34) 及び(35) 、 第二十号の三(8) から(10) まで、 (14) から(17) まで 及び(23) から(26) まで、 第二十号の四(3) 、 第二十一号の二(10) 、 第二十一号の二の二(1) 及び(2) 、 第二十一号の三(6) 、 (12) 、 (13) 、 (36) 、 (37) 及び(38) 、 第二十一号の四(7) 、 (11) 及び(14) 、 第二十一号の二(15) 、 (18) 、 (28) 、 (31) 、 (42) 、 (45) 、 (59) 、 (60) 、 (63) 、 (66) 、 (78) 、 (81) 、 (86) 、 (95) 、 (98) 及び(101) 、 第二十二号の二(5) 、</p>	<p>を除く。) 、 (40) 、 (44) 、 (48) 及び(49) 、 第十一号の二(4) 、 第十一号の四(15) 、 第十一号の五(8) 、 第十二号(4) 、 第十二号の二(38) 、 (39) 、 (45) 、 (46) 、 (50) 、 (51) 、 (54) 、 (57) 及び(58) 、 第十四号(6) 、 第十四号の二(9) 、 第十四号の二の二(1) 及び(7) 、 第十四号の三(9) 、 第十四号の四(5) 、 第十五号(4) 、 第十五号の二(6) 、 (7) 及び(9) 、 第十六号(11) から(16) まで、 第十六号の二(14) から(17) まで 及び(23) 、 第十六号の三(14) 、 (15) 、 (17) 及び(23) 、 第十七号の二(5) 、 (7) 、 (9) 及び(15) 、 第十七号の三(4) 、 (8) 、 (10) 、 (14) 、 (15) 、 (22) 、 (26) 、 (27) 、 (30) 及び(31) 、 第十八号(28) 、 第十九号の二(2) 、 (3) 、 (49) 、 (50) 、 (53) 、 (66) 、 (67) 、 (68) 、 (72) 、 (73) 、 (76) 、 (79) 、 (80) 、 (87) 及び(88) 、 第十九号の四(5) 、 第二十号(6) 及び(8) 、 第二十号の二(13) 、 (14) 、 (18) 、 (20) 及び(39) 、 第二十一号(11) 、 (12) 、 (18) 、 (25) 、 (28) 、 (29) 、 (34) 及び(35) 、 第二十号の三(8) から(10) まで、 (14) から(17) まで 及び(23) から(26) まで、 第二十号の四(3) 、 第二十一号の二(10) 、 第二十一号の二の二(1) 及び(2) 、 第二十一号の三(6) 、 (12) 、 (13) 、 (36) 、 (37) 及び(38) 、 第二十一号の四(7) 、 (11) 及び(14) 、 第二十一号の二(15) 、 (18) 、 (28) 、 (31) 、 (42) 、 (45) 、 (59) 、 (60) 、 (63) 、 (66) 、 (78) 、 (81) 、 (86) 、 (95) 、 (98) 及び(101) 、 第二十二号の二(5) 、</p>

改正後		改正前	
(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(4)及び(5)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(33)及び(34)並びに第二十四号の三(3)		(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(4)及び(5)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(33)及び(34)並びに第二十四号の三(3)	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の表の第十七号の三及び同表の第二十号の三の改正規定は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）附則第一条各号列記以外の部分に規定する政令で定める日から施行する。</p>			